

論 説

フランスにおける将来債権譲渡と 譲渡人の倒産手続との関係

白 石 大

- 第1章 はじめに
 - 第1節 問題意識
 - 第2節 本稿の構成
- 第2章 フランスにおける将来債権の移転の規律
 - 第1節 将来債権譲渡の規律
 - 第2節 帰属差押の規律
 - 第3節 第三債務者への通知の規律
- 第3章 フランス破産院判決の不統一（1994年-2000年）
 - 第1節 帰属差押に関する判決
 - 第2節 ダイイ法に基づく債権譲渡に関する判決
- 第4章 対立点—継続的履行契約から生ずる債権の発生時期
 - 第1節 問題の所在
 - 第2節 アンドロオの見解
 - 第3節 プットマンの見解
 - 第4節 アンセルの見解
- 第5章 破産院判例の統一（2002年以降）
 - 第1節 帰属差押に関する判例の統一
 - 第2節 ダイイ法に基づく債権譲渡に関する判例の統一
- 第6章 フランス判例法理の射程
 - 第1節 問題の所在
 - 第2節 継続的履行契約に該当するか否かの判断基準
 - 第3節 倒産手続開始後に発生する債権の移転と倒産手続との関係
 - 第1款 帰属差押の場合
 - 第2款 ダイイ法に基づく債権譲渡の場合
 - 第4節 フランスにおける判例法理の到達点
- 第7章 おわりに——本稿の検討から得られる示唆

第1章 はじめに

第1節 問題意識

わが国では、最近約10年間の判例及び立法により将来債権譲渡の効力が広く認められるに至った。すなわち、最高裁平成11年1月29日判決（民集53巻1号151頁）は、「将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約にあっては、…右契約の締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではない」と判示して、それまで向こう1年分程度の将来債権しか譲渡できないと考えてきた実務に大きな影響を与えた。次いで最高裁平成13年11月22日判決（民集55巻6号1056頁）は、「〔既に生じ、又は将来生ずべき債権を確定的に譲渡する〕債権譲渡について第三者対抗要件を具備するためには、指名債権譲渡の対抗要件（民法467条2項）の方法によることができる」と判示し、債権未発生段階で債権譲渡の第三者対抗要件を具備しうることを明らかにした。さらに平成10年制定の債権譲渡特例法（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律⁽¹⁾）は、登記によって第三債務者に知られることなく債権譲渡の第三者対抗要件を具備することを可能にし⁽²⁾、同法の平成16年改正では第三債務者不特定の将来債権譲渡も第三者対抗要件を具備することができるものとされた⁽³⁾。これらの判例及び立法の後押しを受けて、将来債権譲渡を利用した証券化やABL（アセット・ベースト・レンディング）等の新し

（1） 同法は平成16年改正により「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」となっている。

（2） 平成16年改正前2条1項、現行4条1項。

（3） 必要的登記事項として「譲渡に係る債権の債務者」を要求していた（平成16年改正前5条1項6号）のを改め、譲渡に係る債権を特定するために必要な事項を登記すれば足りるようにした（現行8条2項4号。なお動産・債権譲渡登記規則9条1項3号参照）。

い資金調達スキームの活用が増加している。

しかし、このように将来債権譲渡の効力が広範に認められるとなると、その強すぎる効力が譲渡人の倒産手続との関係で問題となってくる。すなわち、民事再生手続や会社更生手続において再生債務者・更生会社が事業継続により債権を取得したとしても、それらの債権が手続開始決定前に行われた将来債権譲渡の効力に服し譲受人に帰属するならば、再生のための原資は枯渇してしまうことになるからである。このため、これらの手続が開始した後に発生する債権については将来債権譲渡の効力が及ばないとする解釈も試みられているが、いまだ議論は決着をみていない。

このような状況下にあって、外国法がこの難問にどのような解決を与えているかを参照することは有益であると考えられる⁽⁴⁾。そこで本稿ではこの問題に関するフランス法の議論を検討する。フランス法を取り上げる理由は、それがわが民法の債権譲渡規定の母法であり、わが国と同様に債権譲渡に関して対抗要件主義を採るものであることや、わが国の債権譲渡特例法の制定時にもアメリカの統一商事法典（UCC）第9編と並んでフランスのいわゆるダイイ法が参照されたことより、この問題を検討するにあたって比較の対象として適当と考えられるからである。以下では、フランス法の検討を通じて、将来債権譲渡と倒産手続との関係の規律のあり方に関する考察の手がかりを得ることを試みる。また、債権の移転時期や移転過程など将来債権譲渡のメカニズムをどのように捉えるべきかについても、フランスにおける議論から示唆を得ることを目標とする。

（４） 債権流動化や ABL の先進国である米国においては、統一商事法典（UCC）第9編204条の爾後取得財産条項を用いて倒産手続開始前に行われた将来債権譲渡の効力は、手続開始後に譲渡人が取得する債権には及ばない（連邦倒産法552条（a）項。ただし手続開始前に譲渡人が取得した財産のプロセスに対しては爾後取得財産条項の効力が及ぶ）。森田修『アメリカ倒産担保法―「初期融資者の優越」の法理』122頁注（71）（商事法務，2005年）参照。

第 2 節 本稿の構成

本稿では、まず、フランスにおける将来債権の移転の規律につき簡単に紹介する（第 2 章）。次いで、90年代半ばから2000年頃までのフランス破産院判決の不統一についてみた後に（第 3 章）、その不統一の背後にある理論の対立につき検討する（第 4 章）。さらに、今世紀に入って実現した判例の統一を紹介し（第 5 章）、その判例法理の射程を検討する（第 6 章）。そして最後に、わが国における議論との関係で若干の考察を行うこととする（第 7 章）。

ここで本稿の検討の範囲について付言しておく。将来債権譲渡と倒産手続との関係については、危機時期に行われた将来債権譲渡が否認の対象となるか否かという争点がある。しかし後にみるように、本稿で検討を予定しているのは、倒産手続開始前に既に債権が倒産債務者の財産から逸出していると考えうるかという問題である。これに対して否認権の問題は、倒産手続開始前に既に債権が移転し倒産債務者の財産から逸出してしまったことを与件として、この移転の効果を倒産手続との関係で否定しうるかどうかを問うものである。このように両者は性質が異なるものであるため、本稿では否認権の問題は取り扱わないこととする。また、わが国においては、民事執行法上の転付命令による債権の移転を債権譲渡と同列に扱うかにつき議論があるが、フランスではわが国の転付命令に対応する「帰属差押 (saisie-attribution)」及び「第三債務者への通知 (avis à tiers-détenteur)」を、その効果が類似していることを理由として債権譲渡と区別せず論じる傾向が強い。さらに、これらの民事執行手続と倒産手続との関係については判例・学説の蓄積もあり、債権譲渡と倒産手続との関係という本稿の検討課題にとっても参考となる点が多い。そこで本稿ではこれらの手続も検討対象に加えることとする。

第2章 フランスにおける将来債権の移転の規律

第1節 将来債権譲渡の規律

本稿の主題の検討に入る前に、フランスにおける将来債権の移転の規律について簡単にみておく。

まず将来債権譲渡については、「将来の物は、債務の目的とすることができる⁽⁵⁾。」と規定する民法典1130条1項を根拠として民法上可能と考えられている⁽⁶⁾。また、破毀院第一民事部2001年3月20日判決⁽⁷⁾も、「将来または未必の債権は、十分な特定がなされているという留保付きで、契約の客体とすることができる。」と判示して将来債権譲渡の有効性を認めた。ただし、フランス民法典はわが国の民法と同じく、適式の手続による第三債務者への通知または第三債務者の承諾を債権譲渡の第三者対抗要件とする規定を有しているので⁽⁸⁾、債権の一括譲渡を行う場合にはこの第三者対抗要件を具備することは容易ではない。

そこで、企業信用の促進に関する1981年1月2日の法律（Loi n° 81-1 du 2 janvier 1981 facilitant le crédit aux entreprises, 法案を提出した元老院議員の名にちなんでダイイ法と呼ばれる）が制定され、債権譲渡の手続が簡略化された⁽⁹⁾。ダイイ法によれば、法人または職業活動を行う個人は、金融機関

（5） 本稿におけるフランス民法典の訳文は、法務大臣官房司法法制調査部編『フランス民法典—物権・債権関係』（法曹会，1982年）によった。

（6） G. Marty, P. Raynaud et P. Jestaz, *Droit civil, Les obligations*, 2^e éd., t. 2, n° 354, p. 316; J. Flour, J.-L. Aubert, Y. Flour et E. Savaux, *Droit civil, Les obligations*, t. 3, 5^e éd., n° 340, p. 246.

（7） Cass. 1^{re} civ., 20 mars 2001, D. 2001. 3110, note L. Aynès.

（8） 民法典1690条「（第1項）譲受人は、債務者に対して行う移転の送達によってでなければ、第三者に対抗することができない。（第2項）ただし、譲受人は、公署証書において債務者が行う移転の承諾によって同様に、〔第三者〕に対抗することができる。」

に対して職業債権の譲渡または債権質の設定を行う場合に、複数の対象債権の内容をまとめて記した明細書を金融機関に交付する方法によることができる。グイイ法は2000年の通貨金融法典の制定に伴って同法典（L313-23条以下）に編入されたが、そのL313-23条2項は「既に行われ、又は将来行われる行為から生ずる債権で、その金額及び履行請求可能となる時期が未確定のものまた、譲渡し又は質権設定することができる。」と規定し、将来債権譲渡の有効性を明文で認めている。また、続くL313-24条1項は、「債権譲渡は、担保目的で、対価の約定なく行われた場合であっても、被譲渡債権の所有権を譲受人に移転する。」として債権移転効を規定する。そして、さらに重要な規定がL313-27条1項であり、「譲渡又は質権設定は、債権の発生時期、弁済期、履行請求可能となる時期の如何を問わず、他の方式を要することなく、明細書の交付時に明細書上に付された日付より、当事者間で効力を生じ、かつ第三者に対して対抗可能とな〔る。〕」と規定している。要するにこの手続によれば、金融機関が譲渡を受けた後直ちに明細書に日付を記入するだけで、その時点より譲渡は当事者間で効力を生じ、かつ第三債務者の関与なしに将来債権譲渡の第三者対抗要件を具備することができるのである⁽¹⁰⁾。

第2節 帰属差押の規律⁽¹¹⁾

次いで民事執行手続に関する規定をみる。民事執行手続の改正に関する

(9) グイイ法については、山田誠一「金融機関を当事者とする債権の譲渡および質入れ—フランスにおける最近の動向—」金融法研究7号58頁以下（1991年）、同資料編（6）50頁以下（1990年）、池田真朗『債権譲渡法理の展開』87頁以下（弘文堂、2001年。初出、「債権流動化と債権譲渡の対抗要件（下）」NBL586号27頁以下（1996年））参照。

(10) なお、本文記述のとおりこの手続は現在では通貨金融法典に収められているが、本稿ではフランスでの一般的な呼称に従い、この手続による債権譲渡を「グイイ法に基づく債権譲渡」または「グイイ法譲渡」と呼ぶことにする。

(11) 帰属差押の制度については山本和彦『フランスの司法』69頁以下（有斐閣、1995年）参照。

1991年7月9日の法律（Loi n° 91-650 du 9 juillet 1991 portant réforme des procédures civiles d'exécution, 以下本稿では1991年法と表記する）は、債権執行に関し、従来の停止差押（saisie-arrêt）に代わる手続として帰属差押（saisie-attribution）を導入した。改正前の手続では、停止差押に続いて差押手続の有効性を確認する訴訟（確認訴訟）が行われ、それが確定してはじめて差押債権者は第三債務者から弁済を受けられるが、その間に競合債権者が現れた場合は平等配当とされていた⁽¹²⁾。これに対して改正法は、43条1項で、「差押書は、その根拠とされる債権の額に達するまで、第三者の下で処分可能な被差押債権及びそのすべての付帯債権について、差押債権者のために即時帰属の効果をもたらす⁽¹³⁾。」として債権自体を即時に差押債権者に帰属させる効果を規定し、差押債権者に事実上の優先権を認めた。さらに13条2項は「差押はまた、条件付、期限付又は継続的履行に係る債権に対しても行うことができる。」と定めて差押可能な債権の種類を明示し、43条2項は「たとえ優先債権に基づくものであっても、事後になされる他の差押及び他のあらゆる徴収処分の送達並びに裁判上の更生又は清算⁽¹⁴⁾の開始に係る判決の出現によっても、前項の帰属の効果は害されない。」として倒産手続に対する帰属差押の効果の優越を規定している。

(12) 山本和彦「フランス新民事執行手続法について（下）－日本法との比較を中心として」ジュリ1041号61頁（1994年）。

(13) 1991年法の訳文は、山本和彦「試訳・フランス新民事執行手続法及び適用デクレ（1）」法学58巻2号172頁以下（1994年）を参考にした。

(14) 裁判上の更生手続・裁判上の清算手続はともに、企業の裁判上の更生と清算に関する1985年1月25日の法律（Loi n° 85-98 du 25 janvier 1985 relative au redressement et à la liquidation judiciaire des entreprises, 以下本稿では1985年法と表記する）に定められた倒産処理手続である。その後フランスの倒産手続法は1994年、2005年、2008年に改正され、2005年改正以降は商法典第6編（L610-1条以下）に規定が置かれている。1985年法に関しては、佐藤鉄男＝町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(1)(2)(3)(4)」北大法学論集38巻3号164頁以下、4号440頁以下、39巻1号248頁以下、3号324頁以下（1988年）が制定当初の全条文を適用デクレも含めて訳出している。また、1994年改正後の条文の翻訳として、西澤宗英「1994年フランス倒産法改正について」青山法学論集36巻2＝3号189頁以下（1995年）がある。

第 3 節 第三債務者への通知の規律

「第三債務者への通知 (avis à tiers-détenteur)」は徴税のために用いられる帰属差押の一種である。租税手続法典 L262 条 1 項によれば、公会計官は、納税義務者に支払義務を負うすべての第三者に対して、当該第三者が負う債務額を限度として、納税義務者への支払いに代えて公会計官にこの租税を支払うよう要求することができる⁽¹⁵⁾。同法典 L263 条 1 項は、「第三債務者への通知は、条件付であれ期限付であれ、未納者が第三債務者に対して有する債権が現実には履行請求可能となる時期がいつであるかにかかわらず、その受領時より、弁済が求められている金額を、優先権を有する税金の支払いに充当する効果を有する。」と規定し、同 2 項は「第三債務者への通知は、〔1991 年法〕第 43 条所定の即時帰属の効果をもたらす。」として、帰属差押と同様の即時移転効を認めている。これと同趣旨の規定は 1991 年法 86 条にも置かれており、「租税手続法典 L 262 条及び同 L 263 条所定の第三債務者への通知は、43 条所定の即時帰属の効果をもたらす。」としている。

以上の条文を読む限り、これらの債権移転手続においては、譲渡人・差押債務者の倒産手続が開始する前に法定の要件を充たしさえすれば、債権移転の効果が後の倒産手続開始によって覆されることはないように思われる。しかし、この点に関するフランスの判例は 90 年代半ばから約 10 年のあいだ紆余曲折をたどることになった。次章以下ではこの判例の推移を追っていく。

(15) 中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』35 頁（三省堂、第 2 版、2002 年）。ただし同書における見出しは「第三債務者への差押通知」となっている。

第3章 フランス破毀院判決の不統一（1994年-2000年）

第1節 帰属差押に関する判決

判例でまず問題となったのは、いわゆる継続的履行契約（*contrat à exécution successive*）から生ずる債権の帰属差押に関する事案であった。継続的履行契約は、即時履行契約（*contrat à exécution instantanée*）の対概念としてフランスでよく用いられ、「一定の期間にかけて分割して履行される1つの債務を発生させる〔契約〕」であると定義される⁽¹⁶⁾。その典型例は賃貸借契約や労働契約である⁽¹⁷⁾。ところで、前章でみたように、民事執行手続の改正に関する1991年法13条2項は継続的履行に係る債権に対しても帰属差押を行うことができる旨を規定しているが、ここで「継続的履行に係る債権」とは継続的履行契約から生ずる債権（賃貸借契約を例にとれば月々の賃料債権）を指している。したがって、弁済期未到来の賃料債権に対して一括して帰属差押を行うことはこの規定を根拠として可能とされる。そして、被差押債権の差押債権者への帰属が後の差押債務者に対する倒産手続開始によって害されないことは43条2項が規定しているので、これらの賃料債権に対する帰属差押の効果が倒産手続に優越することは条文上明らかであるように思われる。実際、最初に現れた破毀院の判断はこの立場を採るものであった。

〔1〕 破毀院1994年12月16日意見⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾

債権者Xは、夫婦A・Bを連帯債務者とする債権を有していたが、夫

(16) P. Malaurie, L. Aynès et P. Stoffel-Munck, *Les obligations*, 3^e éd., n° 417, p. 208. 中田裕康『継続的売買の解消』207頁以下（有斐閣，1994年）参照。

(17) F. Terré, P. Simler et Y. Lequette, *Droit civil, Les obligations*, 9^e éd., n° 70, p. 81.

(18) Cass. Avis, 16 déc. 1994, D. 1995. 166, note F. Derrida ; JCP G. 1995. II.

婦が共有するアパートマンの賃貸から生ずる賃料債権に対して帰属差押を行った。その後Aは裁判上の清算手続に入り、手続開始後に弁済期が到来した賃料の帰属をめぐるAの清算人YとXが争った。リヨン大審裁判所から意見照会を受けた破毀院は、1991年法13条2項、43条1項・2項及び適用デクレ69条以下⁽²⁰⁾を根拠として、「夫婦の一方が裁判上の清算手続に置かれる前に、共有財産に属する不動産の賃料につき夫婦双方に対してなされた、継続的履行に係る債権の帰属差押は、清算〔手続開始〕の判決の後に弁済期が到来する賃料についてもその効果を及ぼす。」との意見を示した。

1991年法の条文に忠実なこの破毀院意見は学界から一定の支持を得た⁽²¹⁾。もっとも、この結論を根拠づける理論構成については、「権利の萌芽（弁済期到来前から既に債権者の財産中に存在しており、弁済期が到来すれば賃料を受領しうる資格を債権者に与えるもの）」が手続開始前の帰属差押によって差押債権者に移転すると考える論者⁽²²⁾と、賃貸借契約締結の時点で既に全期間分の賃料債権が不可分のものとして発生しており、それが帰属差押によって手続開始前に差押債権者に移転すると考える論者⁽²³⁾とに分かれた。

22409, note A. Grafmeyer ; JCP E. 1995. II. 686, note R. Martin ; RTD civ., 1995, p. 965, obs. R. Perrot ; Gaz. Pal. 1995. I. J. 188, note P.-P. Massoni.

(19) 破毀院意見（avis de la Cour de cassation）とは、困難な民事上の法律問題につき、司法裁判所の照会に応じて破毀院が述べる意見である（裁判所構成法典 L441-1 条）。合議体は院長を長とし、当該法律問題に関係する部の部長及び2名の裁判官から構成される。破毀院意見は照会した裁判所を法的には拘束せず、他の事件との関係で拘束力を及ぼすことも三権分立の趣旨から否定されるが、この意見を表明する合議体の権威により、事実上その判断は他の裁判所によって広く従われる。山本・前掲注（11）150頁以下参照。

(20) 適用デクレの69条から72条までは継続的履行に係る債権に対する帰属差押の細則を定めた規定である。

(21) Derrida, *op. cit.* (note 18) ; Grafmeyer, *op. cit.* (note 18) ; Perrot, *op. cit.* (note 18).

(22) Derrida, *ibid.* ; Massoni, *op. cit.* (note 18).

(23) Perrot, *op. cit.* (note 18).

一方、破毀院意見に反対する論者は、弁済期が到来しておらず未発生の賃料債権を即時に移転させることはできないはずであり、この矛盾を回避するために用いられる「権利の萌芽」という概念もフィクションにすぎないと主張した⁽²⁴⁾。また、この破毀院意見に従うと無視しえない金額が債権者の共同担保から逸出することになり、倒産手続の存在意義それ自体が問い直されることになってしまうという批判もなされた⁽²⁵⁾。

ところがこの翌年、破毀院商事部はこの破毀院意見とは異なる判断を示した。

〔2〕 破毀院商事部1995年10月24日判決⁽²⁶⁾

徴税機関 Y は、相続財産からの徴税のため、共同相続人 A・B に代わって相続不動産の管理及び賃料の収受を行う C に対して「第三債務者への通知」を行った⁽²⁷⁾。その後 A・B は裁判上の更生手続に入ったが、裁判所選任の管理人 X は、手続開始後に弁済期が到来する賃料について通知の効果の解除を求めて提訴した。原審はこの請求を認容。Y の上告に対して破毀院商事部は、「〔第三債務者への通知が裁判上の更生手続の開始前になされていても、〕裁判上の更生手続の判決後に弁済期が到来する賃料債権は当該手続の諸規律に服し、この債権は〔1985年法〕33条⁽²⁸⁾が規

(24) Martin, *op. cit.* (note 18).

(25) B. Soinne, *L'impossible poursuite après jugement de redressement ou de liquidation des effets d'une saisie-attribution opérée antérieurement*, Petites affiches, 1^{er} nov. 1996, n° 132, p. 4 et s.

(26) Cass. com., 24 oct. 1995, D. 1996. 155, note F. Derrida ; JCP G. 1996. II. 22578, note E. Putman ; RTD civ., 1996, p. 483, obs. R. Perrot ; RTD com., 1996, p. 526, obs. A. Martin-Serf ; Gaz. Pal. 1. J. 199, note P.-P. Massoni ; Defrénois 1996, p. 256, obs. J.-P. Sénéchal.

(27) この事案では、C は A・B に代わって収受した賃料相当額を A・B に引き渡す債務を負っているので、Y からみて C は第三債務者となる。

(28) 1985年法33条1項「手続を開始する判決は、当然に、開始判決以前に生じたあらゆる債権の弁済を禁止する（以下省略）。」訳文は西澤・前掲注（14）によった。

定する弁済禁止効により債務者の財産中において処分不能となるため、通知による国庫への移転を免れる。」と判示して上告を棄却した。

このように商事部は、倒産手続開始後に弁済期が到来する賃料債権の帰属に関して〔1〕とは逆の立場を採用し、倒産手続の規律を（帰属差押と同様の効果を有する）第三債務者への通知の効力より優先する判断を示した。ところで、前述のとおり1991年法86条は第三債務者への通知に帰属差押と同様の即時帰属効を認めたものであるが、この事案における通知は1991年法の施行前になされたものであった⁽²⁹⁾。そこで、〔1〕と本判決の結論の相違は1991年法の適用の有無によって矛盾なく説明しうると主張する論者もいた⁽³⁰⁾。しかし、そもそも1991年法が規定する帰属差押の債権移転効は従来からの第三債務者への通知の規律に倣ったものであり⁽³¹⁾、この理由づけには無理がある⁽³²⁾。

多くの論者は〔1〕と本判決との間に矛盾を見出し、本判決を批判して〔1〕の破毀院意見を支持した。本判決が根拠とする1985年法33条に関しては、同条が禁ずるのは手続開始後の債務者による弁済であるのに対して本件で問題とされているのは第三債務者による弁済であり、同条の適用場面ではないと指摘された⁽³³⁾。また本判決は、継続的履行に係る債権は反対給付の履行がなされるまでは発生しないという見解を前提としていると考えられるが、債権の発生時期に関するこの見解は単一の継続的履行契約を複数の契約に変質させるものであるという批判もなされた⁽³⁴⁾。

このような状況下で、さらに翌年、今度は破毀院の第二民事部が〔1〕

(29) 1991年法の制定前には現行の租税手続法典 L263条 2 項に該当する規定も存在しなかった。

(30) Derrida, *op.cit.* (note 26) ; Martin-Serf, *op. cit.* (note 26) ; Massoni, *op. cit.* (note 26).

(31) Putman, *op.cit.* (note 26).

(32) Perrot, *op.cit.* (note 26).

(33) Putman, *op.cit.* (note 26).

(34) Sénéchal, *op. cit.* (note 26). ただしこの論者は最終的には結論の妥当性を理由に〔2〕判決に賛成する。

と同様の立場を示した。

〔3〕 破毀院第二民事部1996年7月10日判決⁽³⁵⁾

債権者 Y（フランス不動産銀行）は、債務者 A がその賃借人に対して有する弁済期未到来の賃料債権について帰属差押を行った。その直後に A は裁判上の更生手続の判決を受け、裁判所選任の管理人 X が帰属差押の解除を求めて提訴した。原審は X 敗訴。第二民事部は、〔1〕の破毀院意見と同じく1991年法13条、43条及び適用デクレ69条以下を根拠にして、「債権名義人の裁判上の更生又は清算の開始をもたらし判決が出現する前になされた、継続的履行に係る債権の帰属差押は、当該判決後にこの債権の名において弁済期が到来した金額についてもその効果を及ぼす。」と判示して X の上告を棄却した。

本判決は〔1〕の破毀院意見と同じく、倒産手続開始後に弁済期が到来する賃料債権の帰属に関して、倒産手続の規律よりも帰属差押の効果を優先させる判断を示した。これは〔2〕において商事部が示した見解とは正反対のものであり、この問題は破毀院内部で商事部と第二民事部の見解の不一致を招くに至ったのである。

本判決の評釈においては、もはや1991年法の施行前か後かによって〔2〕との結論の相違を説明するものは見られず、議論は被差押債権の発生時期という点に集中している。まずアンセルによれば、継続的履行契約から生ずる債権の発生時期に関する考え方次第では、1991年法43条の規定にもかかわらず、差押時点で弁済期未到来の債権には帰属差押の移転効が即時に及ばないと考える余地がある⁽³⁶⁾。なぜならば、財の所有権はその

(35) Cass. 2^e civ., 10 juill. 1996, D. 1996. 625, note P. Ancel ; JCP G. 1996. II. 22723, note E. Putman ; JCP G. 1997. I. 4004, n° 11, obs. P. Pétel ; RTD civ., 1996, p. 716, obs. R. Perrot.

(36) Ancel, *ibid.* もっとも、1991年法43条は継続的履行に係る債権を適用から除外しておらず、「法律が区別せざるところわれわれもまた区別すべからず (Ubi lex non distinguit, nec nos distinguere debemus.)」という法格言との抵

財が存在しないうちは移転させることができないが⁽³⁷⁾、継続的履行契約から生ずる債権は弁済期ごとにしか発生しないと考えることが可能だからである。もっともフランスの伝統的見解によれば、継続的履行に係る債権は全期間に対応する分が契約締結時に単一のものとして発生し、その履行のみが時間的に分割されると考えられている⁽³⁸⁾。しかし彼はこの伝統的見解に反対し、賃料債権は弁済期ごとにしか発生しないと主張して本判決を批判した⁽³⁹⁾。

これに対してプットマンは、継続的履行契約における金銭債務（賃貸借を例にとれば賃料債務）のコース⁽⁴⁰⁾は相手方の債務（賃貸物を使用収益させる債務）にあり、このコースは契約締結時に既に存在している以上、金銭債務の発生時期は契約締結時であると主張して本判決を支持した⁽⁴¹⁾。

第2節 ダイイ法に基づく債権譲渡に関する判決

前節でみた破毀院判決の不統一は、専ら民事執行手続である帰属差押及び第三債務者への通知に関するものであった。しかし、やがてこの問題はダイイ法に基づく債権譲渡にも波及することになった。

触が問題となりうるが、アンセルはこの法格言があてはまるのは区別の理由がない場合に限られるとする。

- (37) *Ibid.* 将来物売買においては、目的物が実現した時点ではじめて所有権が移転すると考えるのが伝統的解決であると指摘する。
- (38) *Ibid.* 本判決もこの立場を前提としていることは、差押対象債権を単数形で表現している（une créance à exécution successive）ことからうかがわれるとする。
- (39) *Ibid.* 継続的履行契約から生ずる債権の発生時期に関する彼の議論は、第4章でより詳しく検討する。
- (40) コーズ（cause）は契約の有効要件の1つであり（民法典1108条）、「債務者が債務を負った即時かつ直接の目的」と定義されるが（中村ほか監訳・前掲注（15）49頁参照）、その概念は多義的である。コース概念については、山口俊夫『フランス債権法』45頁以下（東京大学出版会、1986年）、小粥太郎「フランス契約法におけるコースの理論」早法70巻3号1頁以下（1995年）参照。
- (41) Putman, *op. cit.* (note 35). 債権発生時期に関するプットマンの見解も第4章で検討する。

前章でみたとおり、通貨金融法典 L313-23条 2 項は将来債権譲渡の有効性を明文で認める。また同法典 L313-27条 1 項は、債権未発生時点でも債権譲渡は当事者間で効力を生じ、第三者対抗要件を備えることも可能である旨を規定する⁽⁴²⁾。これらの規定を文言どおり適用すれば、ダイイ法に基づく将来債権譲渡は対象債権を即時に譲受人の財産へと移転させるので、その後に譲渡人に対して倒産手続が開始しても譲渡の効力には何らの影響も及ぼさないように思われる。それにもかかわらず破毀院商事部は、次に示す判決において、ダイイ法に基づいて行われた継続的履行に係る債権の譲渡の効果を倒産手続との関係で制限する判断を示した。

〔４〕 破毀院商事部2000年 4 月26日判決⁽⁴³⁾

A は Y 会社との間で、Y の事業に関して A が顧問の任務に従事することを約する契約を締結した。A はこの契約から生ずる報酬債権をダイイ法に基づいて X 銀行に譲渡した。X はこの債権譲渡を Y に対して通知した⁽⁴⁴⁾。その後 A は裁判上の清算手続に置かれたが、手続開始後に弁済期が到来した報酬債権につき X が Y に支払いを請求したところ、Y はこれを拒絶した。原審は X の支払請求を棄却。破毀院商事部は、「譲渡人に対する倒産手続開始の判決は、この判決後に継続的履行契約を続行すること

(42) もっとも、通貨金融法典 L313-27条 1 項の現行規定は、2003年のいわゆる金融安全法による改正を受けたものであり、改正前は「譲渡又は質権設定は、明細書上に付された日付より、当事者間で効力を生じ、かつ第三者に対して対抗可能となる。」とのみ規定されていた。同条の2003年改正の経緯に関しては第 6 章で詳しく検討する。

(43) Cass. com., 26 avr. 2000, D. 2000. 717, note C. Larroumet ; *ibid.* 265, obs. P. Pisoni ; JCP G. 2000. I. 269, obs. P. Pétel ; JCP E. 2000. 1134, note D. Legeais ; *ibid.* 2001. 1333, obs. J. Stoufflet ; RTD com., 2000, p. 994, obs. M. Cabrillac. これは通貨金融法典 L313-27条 1 項の改正前の事案である。

(44) ダイイ法に基づく債権譲渡では、わが国の債権譲渡特例法と同じく第三債務者対抗要件と第三者対抗要件が分離されている。通貨金融法典 L313-28条は、金融機関から第三債務者に対してなされる通知により、以後の譲渡人に対する弁済が禁じられる旨を規定する。

から生ずる債権についての譲受人銀行の権利の障害となる。」と判示して、譲受人が取得しうる債権の範囲を手続開始前に弁済期が到来するものに限定した。

本判決はダイイ法に基づく債権譲渡の事案であり、帰属差押に関する〔1〕や〔3〕の解決との相違を、適用される法規定や債権移転手続の違いによって説明することも考えられる。しかし実際には多くの論者が、本判決は〔1〕や〔3〕での破産院の判断と矛盾すると指摘した。例えばラルメは、1991年法13条・43条の規定は一般原則（*droit commun*）の適用にほかならず、ダイイ法に基づく債権譲渡においても解決は同じでなければならないと主張する⁽⁴⁵⁾。彼によれば、債権譲渡を適法に行いうる以上、その後の譲渡人に対する倒産手続開始によって譲受人の権利の有効性が問い直されることとなる根拠はない⁽⁴⁶⁾。「継続的履行契約を続行することから生ずる債権」という判示は、本判決が継続的履行に係る債権の発生時期を反対給付の履行時と考えることの表れであるが、このような見解は倒産手続以外では異説であり、債権の発生の問題と（履行期の到来等による）履行請求の可能性（*exigibilité*）の問題を混同するものである⁽⁴⁷⁾。さらに、倒産手続後に弁済期が到来する債権について権利を取得しえないならば、金融機関はダイイ法を利用した融資に応じなくなることが予想されるので、本判決はダイイ法に基づく債権譲渡の「弔鐘を鳴らす」ことにもなる⁽⁴⁸⁾。ラルメはこのような主張を展開して本判決を批判した。

これに対して、本判決の債権発生時期に関する理解は妥当であるとする論者⁽⁴⁹⁾や、本判決の結論の妥当性に賛成する論者⁽⁵⁰⁾も少数ながら存在し

(45) Larroumet, *op. cit.* (note 43). 同旨, Legeais, *op. cit.* (note 43). これに対して Pétel, *op. cit.* (note 43)は、1991年法が帰属差押に関して特別の効果を定めたものであるとの認識に立ち、〔1〕や〔3〕の解決と本判決の解決は矛盾しないとする。

(46) Larroumet, *ibid.* 同旨, Stoufflet, *op. cit.* (note 43).

(47) Larroumet, *ibid.*

(48) Larroumet, *ibid.* 同旨, Legeais, *op. cit.* (note 43).

た。

第4章 対立点—継続的履行契約から生ずる 債権の発生時期

第1節 問題の所在

前章でみたとおり、多くの論者によって第二民事部と商事部の対立の根底にあると指摘されたのは、移転の対象となる債権が倒産手続開始前に発生していたと考えられるか否かという点であった。例えば賃貸借契約で、賃料債権が契約締結時に全期間分一斉に発生すると解するならば、譲渡や差押の後に譲渡人・差押債務者に対して倒産手続が開始しても、全期間分の賃料債権が既に譲渡人・差押債務者の財産から逸出しているため、譲受人・差押債権者への債権移転は倒産手続の影響を受けない。これが〔1〕の破毀院意見及び〔3〕の第二民事部判決の採った立場であると考えられる。これに対して弁済期ごとに賃料債権が発生すると解した場合には、譲受人・差押債権者への移転は未発生 of 債権については直ちには生じず、譲渡人・差押債務者の倒産手続開始後に弁済期が到来する賃料債権はその発生と同時に倒産手続に取り込まれて譲受人・差押債権者へ移転しないと考える余地がある⁽⁵¹⁾。これが〔2〕及び〔4〕で商事部の採った立場と考えられる。そこで以下では、継続的履行契約から生ずる債権の発生時期に関する学説をやや詳しく検討する⁽⁵²⁾。

(49) Pisoni, *op. cit.* (note 43).

(50) Cabrillac, *op. cit.* (note 43).

(51) 賃料債権が弁済期ごとにしか発生しないと考えても、債権発生前の譲渡契約時に債権譲渡の第三者対抗要件が具備されていれば、譲受人は債権譲渡の効果を倒産手続に対抗しうると思われる。しかしフランスにおいては、債権譲受人と倒産手続との関係を対抗要件の先後により規律する見解はみられない。

(52) Cf. J. Ghestin, M. Billiau et G. Loiseau, *Traité de droit civil, Le régime des créances et des dettes*, n° 31 et s., p. 46 et s.

第 2 節 アンドレオの見解

アンドレオは1984年の論文⁽⁵³⁾において、給付の結果生ずる財産価値減少の見返りとして契約債権が発生するという命題を提示した⁽⁵⁴⁾。彼によれば、ほとんどの論者は契約の唯心論的観念に専心し、債権の発生時期を意思の合致の時点と考えているが、唯心論的観念と唯物論的観念は互いに排斥しあうものではなく、両者の中間的な観念が最も現実を反映するものである。もちろん民法典1101条⁽⁵⁵⁾がある以上、契約債権は契約なくして給付の履行のみから直接生ずることはありえない。しかし、だからといって契約から生ずる債権はすべて同意の交換の時点で生じなければならないと考える必要はなく、契約の効果が時間的な幅をもつ場合には債権が漸進的に生ずると考えるほうがより論理的である。賃貸借契約や労働契約において各期の賃料債権や賃金債権が契約締結時にすべて発生すると考えるのは不自然であり、弁済期の到来及び反対給付の履行は、これらの債権が履行請求可能となるための条件ではなく存在するための条件であると考えべきである。このようにして彼は、反対給付の履行時に債権が発生すると主張する⁽⁵⁶⁾。

彼はさらに進んで、この説明を一回的給付契約 (*contrat instantané*)⁽⁵⁷⁾にも拡張する。例えば、売買契約において商品の引渡しが後日とされている場合には、契約締結時の代金債権はその発生が不確定なものにすぎず、この代金債権は引渡しがなされた時点ではじめて発生すると彼は考え

(53) G. Endréo, *Fait générateur des créances et échange économique*, RTD com., 1984, p. 223.

(54) *Ibid.*, p. 228 et s.

(55) 民法典1101条「契約は、一又は数人の者が他の一又は数人の者に対してあるものを与え、行い、又は行わない義務を負う合意である。」

(56) Endréo, *op.cit.* (note 53), p. 241 et s.

(57) 売買契約などのように、1回の同意の交換に対して1回のみの給付で履行がなされる契約をいう。中村ほか監訳・前掲注(15) 88頁参照。

た⁽⁵⁸⁾。

彼は、自らの見解がコースの客観的概念⁽⁵⁹⁾と調和するものであると主張する。彼によれば、あらゆる債務は財産の減少であり、この財産減少を説明するもの、すなわち債務のコースは、これに対応する財産の増加、すなわち相手方当事者の債務の履行であるとされる。したがって、反対給付がなされない間は代金債権はコースを欠き発生しないこととなる⁽⁶⁰⁾。民法典はコースの概念を契約成立時に限定して用いているはずであるという（予想される）批判に対しては、彼は「契約の成立と履行とを分ける伝統的な区別には何か不自然なものがある」と答えている⁽⁶¹⁾。

契約の経済的機能を強調するアンドレオの見解は、反対給付の履行時に債権が発生するという理解を、継続的履行に係る債権のみならず売買契約等から生ずる期限付債権にも及ぼした点に特徴がある。

第3節 プットマンの見解

プットマンは、1987年の学位論文⁽⁶²⁾において債権の成立過程に関する包括的な検討を行い、債権の発生時期に関する議論を喚起するうえで大きな役割を果たした⁽⁶³⁾。

(58) Endréo, *op. cit.* (note 53), p. 242.

(59) 当事者の具体的な動機を考慮する主観的コース概念に対して、ドマ以来の客観的コース概念は契約類型ごとに一定のコースを措定する。例えば、双務契約において一方の債務のコースは常に相手方の債務ないし反対給付であるとされる。小粥・前掲注(40) 40頁以下参照。

(60) 民法典1108条は、義務を負う当事者の同意、その者の契約を締結する能力、約務の内容を形成する確定した客体 (objet)、債務における適法な原因 (cause) の4つを合意の有効性の要件とする。

(61) Endréo, *op. cit.* (note 53), p. 242 et s.

(62) E. Putman, *La formation des créances*, thèse, Aix, 1987. わが国における同論文の紹介として、沖野真己・国家学会雑誌104巻1＝2号176頁以下(1991年)がある。

(63) Cf. C. Atias, *Restaurer le droit du contrat*, D. 1998, chron., p. 137, spéc. n° 10, p. 139. これによれば、フランスにおいて債務の発生（とりわけその発生時期）に関する考察が深められたのはプットマンの学位論文が現れた1987年以降

彼は、契約債権の発生原因事実は契約の締結であり、債権の発生時は契約締結時であるとの原則を定立する⁽⁶⁴⁾。彼によれば、契約債務を特徴づけるのは「未来に対する契約の支配」、すなわち契約という予測に基づく行為のなかに未来を取り込む点である。したがって債権の存在はその行使に先行し、債務の経済的効用はその発生後一定の時間を置いた後にはじめてもたらされる。彼は、実定法が曖昧にしがちである債務と給付の区別を明確にすべきと主張し、債務は契約締結の成果であって契約締結時に生ずるとする一方で、債務の実現である給付は契約上の未来に位置づける⁽⁶⁵⁾。

彼は、継続的履行契約についても、契約締結時に全期間分に対応する債権が一斉に発生するという見解を主張してアンドレオの見解を批判する。反対給付が履行されない間は金銭債務はコースを欠くとするアンドレオの見解によるならば、反対給付が必然的に将来にわたって行われる労働契約や賃貸借契約では、契約締結時には常にコースが欠けることになる。ところが、コースが契約の有効要件であることは民法典の規定するところなので、およそこれらの契約は無効とならざるをえない。また、反対給付の履行が金銭債権の発生原因であるならば、逆に金銭債務の履行が反対債権の発生原因となるとも考えられるはずだが、そうすると両債権の間で循環が生じ、どちらの債権も発生しえないことになる。このような矛盾が生ずるのは、アンドレオがコースを作用因 (cause efficiente)、すなわち債務の発生原因の意味に理解するためであり、実定法におけるコース概念はむしろ目的因 (cause finale)、すなわち契約当事者が追求する目的の意味で捉えられなければならない⁽⁶⁶⁾。このように彼は論じた。

次いで彼は債務のコースと給付のコースの区別を主張する。契約締結の

にすぎないという。

(64) Putman, *op. cit.* (note 62), n° 171, p. 186.

(65) *Ibid.*, n° 185, p. 203.

(66) *Ibid.*, n° 222, p. 237 et s.

段階では債務のコースが問われ、一方当事者の債務のコースは他方当事者の債務の客体（objet）であるとされるが、それは今後期待される対価のことであって既に受領した対価のことではない。この段階におけるコースは当事者が追求する目的（目的因）を意味するのであり、債務の発生原因（作用因）を意味するのではない。これに対して、契約の履行の段階では給付のコースが問題となるが、そこでは一方当事者の給付が他方当事者の給付の履行と結び付けられ、相手方の不履行の影響を受ける。しかし、ここではもはやコースの存在・不存在（したがって債権の発生・未発生）は問題とならず、その存続・消滅のみが問われる⁽⁶⁷⁾。

プットマンの見解は広く支持を集め⁽⁶⁸⁾、フランスの伝統的見解を示すものとみなされた。その理由としては、この見解が単純明快であること、契約を債務の発生原因とする点で民法典の定義に合致していること、さらには契約当事者が義務を負うには意思の合致のみで十分であるとする点で意思自治理論と整合的であると考えられたこと、などが挙げられよう。

第4節 アンセルの見解

このようなプットマンの見解に対し、有力な反対説を提示したのがアンセルであった。前章で見たとおり、彼は〔3〕の評釈において、継続的履行契約から生ずる債権は弁済期ごとにしか発生しないという見解を示した⁽⁶⁹⁾。彼は、少なくとも期間の定めのない継続的履行契約においてはいつでも一方当事者による解約申入れが可能であり⁽⁷⁰⁾、契約の時点では存続期間も支払総額もわからないのだから、この段階で債権者が全期間分の債権を取得しておりその履行のみが猶予されていると考えることは困難であると主張した。さらに彼は、期間の定めのある継続的履行契約であって

(67) *Ibid*, n° 224, p. 240.

(68) 代表的なものとして、V. Larroumet, *op. cit.* (note 43).

(69) Ancel, *op. cit.* (note 35).

(70) この点に関しては中田・前掲注（16）115頁以下を参照。

も期間満了前に終了する可能性がある以上、期間の定めのない場合と同様に考えられるとする⁽⁷¹⁾。彼のこの見解は、アンドレオのように継続的履行に係る債権のコースを反対給付の履行に求めるものではない。彼は、ブックマンと同じくこれらの債権のコースを相手方の債務に見出しつつ、このようなケースでは契約の拘束力の生ずる時期と債権債務関係の発生時期が分離すると説明する⁽⁷²⁾。

この見解はその後に彼が著した論文⁽⁷³⁾によってさらに深められることとなった。そこで彼は、契約の効果として「拘束力 (*force obligatoire*)」と「債務的内容 (*contenu obligationnel*)」を区別すべきことを主張した。契約の効果とは当事者間に債権債務関係（一方当事者が他方当事者に履行を請求しうる関係。彼の用語では「債務的内容」と呼ばれる）を生み出すことであるとされるのが一般的だが、彼は、契約のもうひとつの効果である「拘束力」はこのような「債務的内容」に還元されてしまうものではないと考える⁽⁷⁴⁾。彼によれば、「拘束力」は「債務的内容」を入れる入れ物にもた

(71) ただしこの理由付けでは弱いとアンセルも考えたのか、後の論文では異なる論拠を挙げている。すなわち、1 個の債権の履行が分割されているにすぎない通常の期限付債権であれば、債務者が支払いを怠った場合には期限の利益の喪失というサンクションが課されるのに対して、賃借人が賃料を支払わなかった場合には賃貸借期間満了までの賃料の一括支払いというサンクションは考えられないのであり、賃貸借契約から生ずる債権を期限付債権と同視しえないのはこのことから明らかであるとする。P. Ancel, *Force obligatoire et contenu obligationnel du contrat*, RTD civ., 1999, p.771 et s., spéc. n° 42, p. 799.

(72) Ancel, *op. cit.* (note 35).

(73) P. Ancel, *Force obligatoire et contenu obligationnel du contrat*, RTD civ., 1999, p.771. 本稿で取り上げる問題のほかにも、主たる債務が発生する前の保証人の地位や、契約譲渡の効力、契約の相対効と対抗力の関係など多くの問題を、契約の効果として「拘束力」と「債務的内容」を区別する理論を用いて説明する。この論文を紹介するものとして、横山美夏「競合する契約相互の優先関係 (4)」法学雑誌47巻 1 号67頁注 (11) (2000年)、大村敦志『学術としての民法 I 20世紀フランス民法学から』233頁 (東京大学出版会, 2009年) などがある。

(74) Ancel, *ibid.*, n° 2 et s., p. 772 et s.

とえられるが、より正確には契約の有する規範の効力であるという。契約によって新たに生み出される規範は、当事者間に債権債務関係を生じさせることももちろんあるが、それ以外にも債権債務関係に帰せしめることができない法的状況（権利の移転・消滅等）を作り出すこともある。契約が作り出したこの規範は、民法典1134条1項⁽⁷⁵⁾により、当事者に対しては法規と同様に適用される⁽⁷⁶⁾。

彼はいわゆる枠契約を例にとって自らの理論を説明している。それによると、枠契約においては「実施契約の締結を妨げない」という内容のなさざる債務（「債務的内容」）を観念する必要などなく、枠契約が「拘束力」を有すると考えるだけで足りる。つまり、枠契約から作り出される法的状況は「拘束力」をもって当事者に課されるので、当事者は一方的に枠契約の条項に従わないと宣言することはできない。仮に一方当事者がそのように宣言したとしても、裁判官もまた枠契約の「拘束力」に服するので、この不服従を無視して当該条項を適用する⁽⁷⁷⁾。このように「拘束力」それ自体は、「債務的内容」のように何かをなす債務やなさざる債務を当事者に負わせるわけではないが、ひとたびこの「拘束力」が発生すると、もはや当事者の意思に関係なく、契約で定められたさまざまな規範が当事者に課される⁽⁷⁸⁾。ゆえにその不履行ということも考えられず、履行強制や解除などのサンクションが適用される余地もない⁽⁷⁹⁾。

アンセルは、継続的履行契約から生ずる債権の発生時期が契約締結時からずれることについても、この「拘束力」と「債務的内容」の区別を用いて説明している。彼によれば、当事者は確かに契約締結時より直ちに契約の「拘束力」に服することになるが、それは一方当事者が相手方に履行を

(75) 民法典1134条1項「適法に形成された合意は、それを行った者に対しては、法律に代わる。」

(76) Ancel, *op. cit.* (note 73), n° 5, p. 774.

(77) *Ibid.*, n° 25, p. 788.

(78) *Ibid.*, n° 30, p. 791.

(79) *Ibid.*, n° 31, p. 792.

請求しうる関係がその時点で既に発生しているということまで意味するわけではない。この具体的な請求権（「債務的内容」）は当事者があらかじめ約定した弁済期ごとに逐次発生すると考えられる。彼は、契約締結時に全期間分の債権が一斉に発生すると考える伝統的見解は契約の拘束力と債務の内容とを混同していると批判する⁽⁸⁰⁾。

アンセルのこの見解も有力視され、プットマンに代表される伝統的見解と鋭く対立する状況が生じた。

第 5 章 破毀院判例の統一（2002 年以降）

第 1 節 帰属差押に関する判例の統一

ここまで、破毀院内部における第二民事部と商事部の見解の不統一と、その背景にあると思われる債権の発生時期に関する学説の対立を概観してきた。本章ではこの問題に関する破毀院判例が統一される過程をみる。

判例の統一は、まず帰属差押に関して混合部判決⁽⁸¹⁾によりもたらされた。

〔5〕 破毀院混合部 2002 年 11 月 22 日判決⁽⁸²⁾

債権者 Y は、債務者 A がその賃借人らに対して有する弁済期未到来の賃料債権につき帰属差押を行った。その後 A は裁判上の清算手続に置か

(80) *Ibid*, n° 42, p. 798 et s.

(81) 混合部 (chambre mixte) は、破毀院の複数の部の管轄にまたがるような原理的問題が争われているときや、各部の判決に齟齬をきたすおそれがあるときに開かれる法廷であり、2 個または必要に応じてそれ以上の部の代表者によって構成され、院長が裁判長となる。山本・前掲注 (11) 132 頁、滝沢正『フランス法』196 頁 (三省堂、第 3 版、2008 年)。

(82) Cass. ch. mixte, 22 nov. 2002, D. 2003. 445, note C. Larroumet; JCP G. 2003. II. 10033, note D. Houtcief; RTD civ., 2003, p. 331, obs. P. Crocq; RTD com., 2003, p. 148, obs. D. Legeais.

れ、清算人 X は、Y が賃借人から受領した賃料のうち倒産手続開始後の弁済期到来分に相当する金額の返還と、帰属差押の解除を求めて提訴した。原審は X 敗訴。破毀院は〔2〕判決と〔3〕判決の矛盾を解消すべく混合部を開き、1991年法13条、43条及び適用デクレ69条以下を根拠に、「債権名義人の裁判上の更生又は清算の開始をもたらす判決が出現する前になされた、継続的履行に係る債権の帰属差押は、当該判決後にこの債権の名において弁済期が到来した金額についてもその効果を及ぼす。よって、本件差押の帰属効は A を裁判上の清算手続に付す判決の前に既に終局的に生じていた〔として、X の請求を斥けた原審の判断は是認しうる。〕」と判示して X の上告を棄却した。

この判旨の引用部分の第1文は〔3〕判決と全く同じ文言であり、混合部は第二民事部の解決を支持したことが明らかである。混合部における弁論では報告裁判官が、継続的履行に係る債権は単一の債権であり契約締結時に生ずるという立場を前提として上告棄却を提案する報告を行ったのに対して、検察官はアンセルの論文を引用し、弁済期ごとの賃料債権の発生を主張して原判決破棄の意見を表明した⁽⁸³⁾。このことから、破毀院が本判決にあたって債権の発生時期に関する議論を念頭に置いていたことがうかがわれる。

本判決の評釈をみても、継続的履行契約から生ずる債権は契約締結時に発生するという見解を破毀院が採用したものであるとの理解が一般的である⁽⁸⁴⁾。また、本判決は1991年法の条文を根拠としているが、債権譲渡と

(83) Bulletin d'information de la Cour de cassation, n° 569, 15 janv. 2003. これは破毀院のウェブサイト（www.courdecassation.fr）より閲覧が可能である。なお、破毀院の報告裁判官（conseiller rapporteur）は、裁判長に指名され、その事件の調査を行ったうえで判決案を作成し、弁論において報告を行う。評議においても最初に意見を述べるのが通例のようである。他方、検察官は弁論において陳述し自分の意見を述べる。破毀院の事件は全件が検察官に通知され、検察官の意見表示がない限り判決はできない。山本・前掲注（11）140頁、147頁。

(84) Legeais, *op. cit.* (note 82) ; Houtcieff, *op. cit.* (note 82). Adde, Larroumet,

帰属差押とで結論を異にする理由は認められないとして、ダイイ法に基づく債権譲渡についても〔4〕判決の変更を予想する論者が多くみられた⁽⁸⁵⁾。

本判決を受けて、商事部も混合部の判断に従うべく判例を変更する。翌2003年には帰属差押に関して混合部判決と同じ内容の判決が出された⁽⁸⁶⁾。

第2節 ダイイ法に基づく債権譲渡に関する判例の統一

帰属差押に関して判例を統一した〔5〕判決に次いで、ダイイ法に基づく債権譲渡に関しても以下の2つの判決が出る。

〔6〕 破毀院商事部2004年12月7日判決⁽⁸⁷⁾

機械設備の製造業者A社は、Y社から受けた注文の代金債権を、ダイイ法に基づいてX（地方農業相互信用金庫）に譲渡した⁽⁸⁸⁾。Yはこの譲渡に対する承諾はしなかったが譲渡通知は受領していた。その後Aは裁判上の更生手続に入ったが、Yは請求書の未払金をAに支払った。Xがこの未払金の支払いをYに請求。原審は、被譲渡債権は手続開始後に行われた注文品の製造・引渡し時に発生したのであり、手続開始の判決が当該債権に対するXの権利の障害となるとして請求を棄却。X 上告。商事部

op. cit. (note 82) ; Crocq, *op. cit.* (note 82).

(85) Larroumet, *ibid* ; Crocq, *ibid* ; Legeais, *ibid*.

(86) Cass. com., 8 juill. 2003, D. 2003. 2094, obs. A. Lienhard; Cass. com., 5 nov. 2003, D. 2003. AJ 2964 ; Cass. com., 3 déc. 2003, D. 2004. 1489, obs. G. Taormina.

(87) Cass. com., 7 déc. 2004, D. 2005. 230, note C. Larroumet ; *ibid*. AJ 77, obs. A. Lienhard ; JCP E. 2005. 639, obs. P. Pétel ; *ibid*. 236, note S. Raby ; RTD civ., 2005, p. 132, obs. J. Mestre et B. Fages ; RTD com., 2005, p.155, obs. M. Cabrillac ; Banque et Droit, n° 100, mars-avr. 2005, p. 50, chron. T. Bonneau.

(88) この譲渡は2003年の通貨金融法典 L313-27条の改正前になされたものである。この改正に関しては第6章第3節参照。

は、通貨金融法典 L313-23条、L313-24条及び L313-27条を根拠として、「履行請求可能となる時期が未確定であっても債権は譲渡可能であり、譲渡人の財産から逸出するので、〔譲受人に対する〕その弁済は譲渡後の譲渡人に対する倒産手続の開始によって影響を受けない。」と判示して原審を破棄した。

多くの論者は、本判決はダイイ法に基づく債権譲渡に関して商事部自ら〔4〕判決を変更したものであり、債権は契約締結時に発生するという一般原則を示した〔5〕判決を受けて、この一般原則をダイイ法譲渡にも及ぼしたものであると理解した⁽⁸⁹⁾。もっとも、本件の被譲渡債権は売買契約または請負契約から生じた代金債権であり、賃料債権に関する〔4〕判決とは事案が異なるものであった⁽⁹⁰⁾。本件の事案のもとでは、一回的給付契約でも反対給付の履行時に債権が発生するというアンドレオの立場を採るのであれば格別、仮にアンセルの立場を採ったとしても債権は契約締結時に発生すると考えられるのであり、〔4〕判決と本判決とは両立する余地がある。ただし論者の中には、本件が継続的履行契約から生ずる債権を取り扱うものではないことを認めつつ、本判決に至るまでの帰属差押に関する判例の流れや、破毀院が本判決を広く公表した事実⁽⁹¹⁾などから判断して、本判決の射程は継続的履行契約から生ずる債権の譲渡にも及ぶとみる者もいる⁽⁹²⁾。

なお、本判決が将来債権の譲渡を認める通貨金融法典 L313-23条や L313-27条に依拠していることを理由として、ダイイ法譲渡によって未発

(89) Larroumet, *op. cit.* (note 87) ; Lienhard, *op. cit.* (note 87) ; Pétel, *op. cit.* (note 87) ; Raby, *op. cit.* (note 87).

(90) 破毀院の公式判例速報誌 (Bulletin d'information de la Cour de cassation, n° 615, 15 mars 2005) に掲載された本判決の注釈は、商事部自身もこれを継続的履行契約とは考えていなかったことを明言する。

(91) 本判決は破毀院の公式判例集に登載されているほか、破毀院のウェブサイトでも公表された。

(92) Mestre et Fages, *op. cit.* (note 87) ; Cabrillac, *op. cit.* (note 87).

生の債権も譲渡人の財産から直ちに逸出するのであるから、その後に開始する譲渡人の倒産手続の影響を受けないと主張する論者が現れた⁽⁹³⁾ことは注目に値する。

〔7〕 破毀院商事部2005年11月22日判決⁽⁹⁴⁾

請負業者 A は、Y 銀行に対して負うあらゆる債務の担保を目的として、自らが B（整備建設公社）に対して有する建設請負の報酬債権をグアイ法に基づいて Y に譲渡した⁽⁹⁵⁾。その後 A は裁判上の更生手続に置かれ、X が裁判所によって管理人に任命された。X は Y に対して、手続開始後に B から Y に支払われた金額のうち、手続開始前に A が完成した仕事に対応する分の返還を請求した。原審は X の請求を棄却。破毀院商事部は、「担保目的で対価の約定なしになされた場合でも、債権譲渡は被譲渡債権の所有権を譲受人に移転させる。この譲渡は明細書上に付された日付より当事者間で効力を生じかつ第三者に対抗可能となり、譲渡人の財産から逸出するので、〔譲受人に対する〕その弁済は譲渡後の譲渡人に対する倒産手続の開始によって影響を受けない。」と判示して上告を棄却した⁽⁹⁶⁾。

本件の被譲渡債権の性質をどのように理解するかについては解釈が分かれている。一方では、A が定期的に完成工事分の請求書を作成し、これに基づいてその都度 B が A に支払いを行っていたという点を重視して、A が B に対して有していた債権を継続的履行に係るものとみる見解がある⁽⁹⁷⁾。この見解によれば本判決は、〔6〕判決と同様の解決を継続的履行

(93) Larroumet, *op. cit.* (note 87) ; Bonneau, *op. cit.* (note 87). これに対して Pétel, *op. cit.* (note 87) は、将来債権譲渡に対して倒産手続が及ぼす効果の問題は本判決では判断されていないとする。

(94) Cass. com., 22 nov. 2005, D. 2005. 3081, obs. X. Delpech; JCP E. 2006. 673, obs. M. Cabrillac ; RTD com., 2006, p. 169, obs. D. Legeais.

(95) この譲渡も通貨金融法典 L313-27条の2003年改正の前に行われたものである。

(96) 本件では担保目的でなされた債権譲渡の効果も争われたが、ここでは省略する。

契約から生ずる債権の事案に拡張したものであるということになる。しかし、〔6〕における被譲渡債権が手続開始後の反対給付の履行に係るものであったのに対して、本件で帰趨が争われた債権は手続開始前に既に A が完成していた仕事に対応するものである。そこで、この債権が手続開始前に発生していたことはどの見解に立っても肯定しうるとして、本判決はむしろ〔6〕判決より射程が狭いと考える論者もみられる⁽⁹⁸⁾。

このように、〔6〕・〔7〕はいずれも継続的履行契約から生ずる債権の譲渡が問題となった事案ではないとも考えられ、これらの判決をもって商事部自らが〔4〕判決を変更したものと断言するには疑問の余地がありうる。しかし、〔5〕の混合部判決が〔2〕の商事部判決を否定し、商事部自身も帰属差押に関して〔5〕判決に追随する判断を示していたという当時の状況に照らせば、商事部はダイイ法譲渡に関しても〔4〕の立場を放棄したと考えるのが自然であるといえるであろう⁽⁹⁹⁾。

第 6 章 フランス判例法理の射程

第 1 節 問題の所在

このように、ダイイ法譲渡・帰属差押と倒産手続との関係についての破毀院の判断は、約10年の曲折を経た後によりやうく統一されるに至った。この判例法理は次の2点にまとめることができよう（後の判例によって変更されたと考えられる〔2〕・〔4〕は除外して考える）。①黙示の前提として、

(97) Delpech, *op. cit.* (note 94) ; Legeais, *op. cit.* (note 94).

(98) Cabrillac, *op. cit.* (note 94).

(99) この見解を示すものとして、注 (89) に挙げたもののほか、V. J. Flour, Aubert, Y. Flour et Savaux, *op. cit.* (note 6), n° 366, p. 267 ; F. Pérochon et R. Bonhomme, *Entreprises en difficulté, Instruments de crédit et de paiement*, 7^e éd., n° 777-2, p. 775.

継続的履行契約（〔1〕・〔3〕・〔5〕の賃貸借契約はこれに該当する）から生ずる支分的な債権はすべて契約締結時に発生する。②ダイイ法譲渡・帰属差押の時点で既に発生している債権（①を前提とする限り〔1〕・〔3〕・〔5〕・〔6〕・〔7〕では被譲渡債権はすべて既発生と考えられる）は、譲渡・帰属差押の効果により手続開始前に譲渡人・差押債務者の財産から逸出するので、その後に開始する譲渡人・差押債務者の倒産手続の影響を受けない（〔6〕・〔7〕がその旨を判示する）。これに対して、倒産手続開始の時点で未発生の、いわば純粋な将来債権の帰趨についてはここまで検討した判例では扱われていない⁽¹⁰⁰⁾。

ここで検討すべきは次の2点である。第1に、賃貸借契約のほかにもどのような契約が継続的履行契約と認められるかという点、第2に、ダイイ法譲渡・帰属差押の客体とされた債権が倒産手続開始の時点で未発生である場合に、譲受人・差押債権者と倒産手続との関係がいかに関与されるかという点である。前者はどのような事案が上記の判例法理の適用を受けるかの問題であり、後者は判例法理が直接適用されない事案について判例法理と同様の解決をどこまで及ぼしうるかの問題であるといえる。以下、前者については次節で、後者については第3節でそれぞれ検討する。

第2節 継続的履行契約に該当するか否かの判断基準

既述のとおり（第3章第1節）、継続的履行契約の典型例が賃貸借契約や労働契約であることは共通の理解となっている。また、ここまで検討した判例のうち継続的履行契約であると判断されたものはすべて賃貸借契約で

(100) 念のため付言するが、ここまで検討してきた判例で移転の対象とされた債権がフランスでは将来債権に該当しないからといって、将来債権譲渡と倒産手続との関係を取り扱う本稿にとってここまでの検討が無意味だったということにはならない。フランスでは将来債権とみなされない賃料債権などの継続的履行に係る債権も、わが国では将来債権の主要類型と考えられているのであり、これらの債権の譲渡に関するフランスでの規律を検討することは本稿の主題にとって重要であると考えられる。

ある（〔1〕・〔3〕・〔5〕）。なお、〔4〕は顧問契約を継続的履行契約であるとしたが、前述の理由によりここでは除外する）。これに対して、その他の契約類型はアプリアリに継続的履行契約と判断されることはなく、個々の契約内容に即して継続的履行契約に該当するか否かが検討されることになる。この問題に関しては、次に掲げる2つの判決が興味深い題材を提供する。これらはいずれも帰属差押に関して第二民事部が下したものであるが、ともに原判決を破棄している点にこの問題の難しさが表れている。

〔8〕 破毀院第二民事部2001年3月8日判決⁽¹⁰¹⁾

酪農を営むAは、定期的に集荷に訪れる業者Bに生乳を継続的に売っていたが、今後のBへの生乳の販売によってAが得ることとなる債権に対して、Aの債権者であるY（地方農業相互信用金庫）が帰属差押を行った。その後Aは裁判上の清算手続に入り、清算人Xは帰属差押の解除と手続開始後にBがYに支払った金額の返還を求めた。原審は、Bが定期的に集荷に訪れてAから生乳を買い、代金を毎月Aに支払うという契約関係が続いているというだけでは、これを継続的履行契約と評価することはできないとして、差押の即時帰属効を否定しXの請求を認容した。これに対して第二民事部は、EUにおける生乳クォータ制度⁽¹⁰²⁾に注目し、Aが自分に割り当てられた基準数量の生乳を基準期間内にBに売ることを約する契約は単一の継続的履行契約とみることができるとして、原判決を破棄した。

(101) Cass. 2^e civ., 8 mars 2001, Act. proc. coll. 2001, n° 98, obs. C. Regnaut-Moutier.

(102) EUが生乳の過剰生産是正のため導入した制度で、国別に生産割り当てが設定されるのみならず個々の生産者にも生産枠が設定され、これを超過した場合には生産者に課徴金が課せられる。小林康平「EC生乳生産調整政策と加盟主要国の農業構造への影響」農林業問題研究30巻3号114頁以下（1994年）参照。

〔9〕 破毀院第二民事部2001年5月17日判決⁽¹⁰³⁾

患者の搬送業務を行う会社 A が初級医療保険金庫 B に対して有する債権について、搬送会社の債権者 Y（社会保障・家族手当負担金徴収組合）による帰属差押がなされた事案である。フランスの医療保険制度では、被保険者が医療にかかる費用をまず自分で全額支払った後に、自己負担部分を除いた金額を医療保険金庫に請求するのが原則である。しかし医療機関は、医療保険金庫とあらかじめ第三者支払合意（tiers-payant）を結んでおけば金庫に直接報酬を請求することができる⁽¹⁰⁴⁾。この事案でも A は B と第三者支払合意を締結しており、A が患者を搬送すればこの合意に基づいて B に直接報酬を請求することができるようになっていた。そこで Y は、A・B 間の第三者支払合意を継続的履行契約とみて、将来の搬送により A が B に請求しうることとなる債権に対して帰属差押を行ったのである。その後 A が裁判上の清算手続に置かれたため、清算人 X が帰属差押の解除を求めた。原審は、被差押債権は第三者支払合意の締結時より継続して萌芽状態にあり、これは条件付かつ継続的履行に係る債権であるとして、倒産手続開始後の搬送に係る債権についても帰属差押の効力を認めて X の請求を棄却した。しかし破毀院は、B は患者が搬送されるごとに A に対して支払義務を負うにすぎないのであり、A が有していたのは単一の継続的履行契約から生ずる単一の債権ではなく、搬送の都度生ずる個別複数の債権であるとして原判決を破棄した。

これらの判決から推察すると、破毀院はある契約が継続的履行契約に該当するか否かを判断するにあたって、支分的な債権が当初の契約から直接発生するか否かという基準を用いているように思われる。

〔9〕の原審⁽¹⁰⁵⁾の評釈を書いたプットマンは、B の債務は確かに手続

(103) Cass. 2^e civ., 17 mai 2001, D. 2001, IR p. 1851.

(104) フランスの医療保険制度に関しては、笠木映里『公的医療保険の給付範囲—比較法を手がかりとした基礎的考察』169頁以下（有斐閣、2008年）参照。

開始前の A・B 間の第三者支払合意から生じてはいるが、実際に患者を搬送するまでは A の患者に対する債権は発生しないのであり、それを患者に代わって A に支払うという B の債務のみが搬送より前に発生するというのは矛盾であるという。彼は、第三者支払合意は B の債務の発生原因となる単一の継続的履行契約ではなくて、支払の態様を定めるための枠合意 (convention-cadre) にすぎず、個別の債権を発生させる複数の実施契約 (患者との搬送契約) がこの後に予定されているとの理解を示している⁽¹⁰⁶⁾。〔9〕の破毀院判決もおそらくプットマンの見解と同じ趣旨であると考えられる。

他方〔8〕では、生乳クォータ制度によって個々の農家が生産しうる生乳の数量があらかじめ決められており、一定期間内に売買される生乳の数量が当初の契約時に既に確定していた。このため弁済期ごとの代金債権は、当初の契約から生ずる単一の債権の一部であると判断されたのであろう。

第3節 倒産手続開始後に発生する債権の移転と倒産手続との関係

第1款 帰属差押の場合

ここでは、倒産手続開始時点で未発生 of 純粹な将来債権 (倒産手続開始の時点で発生原因となる契約が締結されていない債権や、手続開始前に交わされた基本契約に基づいて手続開始後に締結された個別契約より生ずる債権) について、帰属差押と倒産手続との関係がいかに関与されるかを問題とする。

〔9〕判決は、被差押債権を継続的履行契約から生ずる債権と認めず、

(105) CA Renne, 26 mai 1995, JCP G. 1995. II. 22508, note E. Putman ; RTD civ., 1995, p. 968, obs. R. Perrot. なお厳密には、〔9〕判決は差戻後上告審であるのに対して、このレンヌ控訴院判決は差戻前の控訴審である。

(106) Putman, *ibid* ; *adde*, Perrot, *ibid*.

手続開始後の搬送に係る債権はこの搬送時に発生するものと判断した。この場合、これらの手続開始後に発生する債権に対する帰属差押は、倒産手続との関係で効力を否定されるにとどまらない。1991年法13条は差押可能な債権の中に未発生 of 債権を含めておらず、このような債権に対する差押は当初から効力を生じないと考えられる⁽¹⁰⁷⁾。したがってこの場合には帰属差押と倒産手続の優劣の問題はそもそも生じない。

第2款 ダイイ法に基づく債権譲渡の場合

第1 帰属差押との相違点

通貨金融法典 L313-23条2項は明文で将来債権の譲渡を認めており、この点でダイイ法譲渡は、未発生 of 債権を対象とすることが条文上認められていない帰属差押と異なる。さらに同法典 L313-27条1項によれば、被譲渡債権の発生時期がいつであるかにかかわらず、譲渡は契約後直ちに当事者間で効力を生じかつ第三者対抗要件を具備する。これらの条文の文言に従えば、倒産手続開始後に発生する純粋な将来債権も手続開始前のダイイ法譲渡によって既に譲受人に移転していると考え余地があり、その場合には帰属差押とは異なり譲受人が倒産手続に優越することになりそうである。そこで、このような解釈を可能ならしめるかに見える通貨金融法典の規定、とりわけ L313-27条の検討が不可欠となる。同条は2003年に改正を受けているので、以下ではまずこの改正の経緯を検討する。

(107) Cass. 2^e civ., 11 mai 2000, JCP G. 2000. IV. 2134. この事案における被差押債権は公証人職の譲渡の代金債権であり、差押の時点では譲渡契約は既に締結されていたものの、譲渡の法定条件である大臣の認可が未済であった。破毀院第二民事部は1991年法13条・43条などを根拠として、このような未必の債権は帰属差押の対象とすることができないと判示した。この事案における被差押債権は、その発生原因となる契約が既に締結されていたにもかかわらず差押えることができないとされたのであり、契約すら締結されていない債権は当然に差押不適格となる。

第2 通貨金融法典 L313-27条の2003年改正

現行の通貨金融法典 L313-27条1項は、金融の安全に関する2003年8月1日の法律⁽¹⁰⁸⁾（金融安全法）による改正後のものである。改正前の条文は、「譲渡又は質権設定は、明細書上に付された日付より、当事者間で効力を生じ、かつ第三者に対して対抗可能となる。」とのみ規定していた。ここで改正作業当時の状況を確認しておくと、帰属差押に関しては〔5〕の混合部判決によって〔2〕と〔3〕の矛盾は既に解消されていた。一方で、グイイ法譲渡に関しては〔6〕・〔7〕の商事部判決はまだ出ておらず、第二民事部と商事部の判断の不統一は依然として続いていると考えられていた。そこでこれを憂慮した国民議会の財務委員会報告者が、金融安全法案の第一読会において同条を改正する提案を行ったのである。改正案は、「譲渡又は質権設定後に〔譲渡人〕に対して起こりうる、いかなる裁判上の更生又は清算の手続の開始にもかかわらず、当該譲渡又は質権設定は、債権の発生時期、弁済期、履行請求可能となる時期の如何を問わず、他の方式を要することなく、明細書の交付時に明細書上に付された日付より、当事者間で効力を生じ、かつ第三者に対して対抗可能とな〔る。〕」というものであった⁽¹⁰⁹⁾。

この改正案は、冒頭の「譲渡又は質権設定後に〔譲渡人〕に対して起こりうる、いかなる裁判上の更生又は清算の手続の開始にもかかわらず」という表現で、債権譲渡の効力が倒産手続に優越することをきわめて明確にうたっており、続く「債権の発生時期、弁済期、履行請求可能となる時期

(108) Loi n° 2003-706 du 1^{er} août 2003 de sécurité financière. この法律に関しては、鳥山恭一「海外金融法の動向（フランス）」金融法研究20号134頁以下（2004年）、奥山裕之「フランスの金融安全法」レファレンス637号63頁以下（2004年）、白石智則「フランス金融安全法による監督機関の現代化—金融の安全に関する2003年8月1日の法律第706号—」本誌38巻1号355頁以下（2004年）参照。

(109) Projet de loi modifié par l'Assemblée nationale en première lecture de sécurité financière, 6 mai 2003 (document n° 133), art. 47 septies.

の如何を問わず」という文言も併せて読めば、倒産手続開始時に発生していない純粋な将来債権の譲渡も倒産手続に優越する趣旨であるように思われる。しかし、国民議会での提案者の説明⁽¹¹⁰⁾及びこれに賛同する元老院財務委員会報告者の発言⁽¹¹¹⁾によれば、この改正案の狙いは、破毀院判決相互の矛盾が生み出した法的不安定を解消し、帰属差押に関して破毀院混合部が〔5〕で示したのと同じ解決（継続的履行契約から生ずる債権の移転の効力はその後に開始した倒産手続に優先するという解決）をダイイ法譲渡に關しても立法により実現することにあつたと考えられる⁽¹¹²⁾。

この改正案は国民議会を通過したが、元老院の第二読会において「譲渡又は質権設定後に〔譲渡人〕に対して起こりうる、いかなる裁判上の更生又は清算の手続の開始にもかかわらず」という冒頭の部分を削除する改正案が政府から提出された⁽¹¹³⁾。この改正案の提案理由は、国民議会案のままでは倒産手続の均衡が崩れ、企業の再建が不可能になるおそれがあるので、このような改正の検討は当時進行中だった倒産法の改正と併せて行うのが望ましいということであった。この政府改正案をめぐっては賛否に分かれて激しい討論が展開されたが、結局可決され、「債権の発生時期、弁済期、履行請求可能となる時期の如何を問わず…」という部分のみが原始規定に付け加わった。このようにして生まれた現在の条文は、ダイイ法に基づく将来債権譲渡の有効性を、譲渡人が倒産した場合についてまで保障するものではないと考えられている⁽¹¹⁴⁾。

(110) Débats en séance du 30 avril 2003, Ass. nat.

(111) Débats en séance du 5 juin 2003, Sénat.

(112) 純粋な将来債権の譲渡も倒産手続に優越するように読める文言、すなわち「債権の発生時期…の如何を問わず」という文言が入ったのは、仮に継続的履行契約から生ずる債権は弁済期にはじめて発生すると解した場合であっても、これらの債権の譲渡が倒産手続に対して優越するという結論は変わらないということを確認するためであつたと推測する。

(113) Amendement n° 87, 4 juin 2003, art. 47 septies, Sénat.

(114) T. Bonneau, *Des nouveautés bancaires et financières issues de la loi n° 2003-706 du 1^{er} août 2003 de sécurité financière*, JCP E. 2003. 1325, n° 32.

第3 2005年倒産法改正の際の議論

それでは、2005年に行われた倒産法改正⁽¹¹⁵⁾の際にはこの問題はどのように取り扱われたのであろうか。まず、政府が作成した原案⁽¹¹⁶⁾ではこの点に関する規定は設けられていなかった。そこで、国民議会の第一読会において立法委員会の報告者から、「ダイイ法に基づいて手続開始前に債権譲渡がなされた場合には、手続開始後に弁済期が到来する債権につき譲受人に対してなされるべき弁済は、この倒産手続の影響を受けない。」という趣旨の条文を追加するよう提案がなされた⁽¹¹⁷⁾。この提案の趣旨は次のようなものであった。①継続的履行に係る債権を対象とするダイイ法譲渡の有効性を強固にすることが、譲渡人及び譲受人の法的保障のために重要である、②通貨金融法典の2003年改正では、継続的履行に係る債権のダイイ法譲渡が倒産手続に対抗しうる旨を明文化しようと試みられたが、改正後のL313-27条1項でも依然として倒産手続との潜在的な抵触を解消していない、③〔5〕・〔6〕判決により統一された破産院の立場を立法化し、今後の判例の揺り戻しを防いで法的安定性を確保する必要がある。つまりこの条文案は、倒産手続開始の時点で未発生 of 債権をも適用対象とする余地があるようにも読めるが、提案者の意図としては専ら継続的履行契約から生ずる債権を対象としたものであることが明らかである。

この提案に対して法務大臣は、他の債権者の犠牲のもとに1人の債権者を利することになるおそれがあり、倒産法の趣旨に合致しないという懸念を表明した。提案者は、この提案は現在の判例法理を明文化したものにすぎないと説明したが、他の委員からも判例に追従する必要はないとの声が挙がり、この改正案は結局採用されなかった⁽¹¹⁸⁾。かくして、2003年の通貨金融法典改正の際に先送りされた、ダイイ法譲渡と倒産手続との関係の

(115) Loi n° 2005-845 du 26 juillet 2005 de sauvegarde des entreprises.

(116) Projet de loi de sauvegarde des entreprises, n° 1596, 12 mai 2004.

(117) Amendement n° 67 rect., 25 févr. 2005, art. additionnel après art. 34, Ass. nat.

(118) Discussion en séance publique, 2^e séance du 3 mars 2005, Ass. nat.

規律の明文化は、ここでも実現されずに終わったのである⁽¹¹⁹⁾。

第 4 小括

現行の通貨金融法典 L313-27条 1 項は、その文言から受ける印象とは異なり、倒産手続開始後に発生する純粋な将来債権について、グイイ法譲渡の効果を倒産手続より優先させるという趣旨のものではなかった。もっとも、現在では有力な論者が、同条により未発生の債権も譲渡人の財産から直ちに逸出し、その後の譲渡人の倒産手続の影響を受けなくなると主張している⁽¹²⁰⁾。もとより制定法の解釈は立法者の意思に拘束されるわけではなく、このような解釈も文言上は可能である。しかしこのような主張は現状では少数にとどまっている。

第 4 節 フランスにおける判例法理の到達点

以上の検討に基づいて現在のフランスの判例法理をまとめると、「譲渡人・差押債務者の倒産手続開始前に債権が発生していると考えうるか」という基準により、債権譲渡・帰属差押の効力と倒産手続との優劣が決せられているように思われる。

まず、継続的履行契約ではない通常の契約から生ずる債権の移転については、契約締結が倒産手続開始前である限り、弁済期・履行請求可能時期の到来が倒産手続開始の後であっても債権の移転を倒産手続に対抗することができる。帰属差押については1991年法13条・43条がこれを規定しており、グイイ法譲渡については〔6〕判決がこれを肯定する。期限付債権は契約時に既に発生しており、履行のみが猶予されていると考えられる。条件付債権は条件成就までは発生しないと考えられるものの、フランス民法

(119) 倒産法は2008年に再度改正されているが、その際にはこの問題は検討されなかったようである。

(120) 前掲注 (93) 参照。なお, Malaurie, Aynès et Stoffel-Munck, *op. cit.* (note 16), n° 1310, p. 774も、継続的契約から生ずる債権は譲渡契約時に直ちに譲受人に移転するとしうえて、この解決は純粋な将来債権の場合にも当てはまるとしている。

典の規定する条件成就の遡及効⁽¹²¹⁾により、債権はやはり契約時より発生していたとみなされる。したがって、これらの場合に譲渡・差押の効力が倒産手続に優先することは上記の優劣決定基準に合致する。

継続的履行契約から生ずる債権の移転については、当該契約が倒産手続開始前に締結されている限り、その時点で全期間に対応する債権が一斉に発生すると考えられるため、弁済期が手続開始後に到来する分についても債権移転の効力が倒産手続に優先する。帰属差押については〔5〕によって判例が統一され、ダイイ法譲渡についても〔6〕・〔7〕判決によりこの解決が確立したと考えられている。

最後に、倒産手続開始後に締結された契約から生ずる債権の移転に関しては、帰属差押の場合はそもそも差押の効力が生じず、倒産手続との抵触は起こらない。ダイイ法に関しては判例がなく学説でも異論があるが、少なくとも立法者としては、このような債権の譲渡の効力を倒産手続より優位に置く意図は持っていなかったと考えられる。

第7章 おわりに——本稿の検討から得られる示唆

本稿では、将来債権の譲渡・帰属差押と譲渡人・差押債務者の倒産手続との関係に関するフランスでの議論を検討した。最後に、わが国の解釈論に与える示唆を3点指摘して結びにかえることにする。

第1に、フランスでの将来債権譲渡と倒産手続のバランスの取り方は、わが国でこの問題を考えるにあたっても参考になると思われる。わが国では、前掲最高裁平成13年11月22日判決及び最高裁平成19年2月15日判決⁽¹²²⁾（民集61巻1号243頁）を根拠として、未発生 of 債権も譲渡の第三者

(121) 民法典1179条「成就した条件は、約務が締結された日への遡及効を有する。（以下省略）」

(122) 将来債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には債権は確定的に譲渡されており、債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得するこ

対抗要件を具備する限り、その後に生ずる譲渡人の倒産手続の影響を受けないとする見解が特に実務家の間で優勢となりつつある⁽¹²³⁾。この見解によると企業の更生・再生が困難になるとして、手続開始後に発生する債権については将来債権譲渡の効力を制限する解釈も試みられているが⁽¹²⁴⁾、上記の判例に基づく限り将来債権譲渡の効力を倒産手続との関係で否定することは無理であるとの見解も有力である⁽¹²⁵⁾。これに対してフランスでは、譲渡人の倒産手続開始前に債権が発生しているか否かによってこの問題を判断していることは本稿でみたとおりである。これによれば、事業を継続する倒産債務者が手続開始後に契約を締結した場合には、そこから生ずる債権は倒産手続に取り込まれるので、倒産企業の再建のための原資が確保される。他方、賃料債権などの継続的履行契約から生ずる債権の譲渡は、その後に開始する譲渡人の倒産手続の影響を受けないので、債権の譲渡を見返りに信用供与に応じた譲受人の利益が保護される⁽¹²⁶⁾。

とができる旨判示した。本判決については、「〈特集〉 決着！ 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL854号10頁以下（2007年）に多数の研究者・実務家のコメントが掲載されている。

- (123) 鹿子木康「東京地裁における会社更生事件の実情と課題」NBL800号141頁（2005年）、真鍋美穂子「更生手続と集合債権譲渡担保」西岡清一郎ほか編『会社更生の実務（上）』267頁（金融財政事情研究会、2005年）、坂井秀行＝栗田口太郎「証券化と倒産」高木新二郎＝伊藤眞編集代表『講座 倒産の法システム（4）』160頁（日本評論社、2006年）、山本和彦「倒産手続における集合債権譲渡担保の扱い」前掲注（122）64頁以下。
- (124) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇—譲渡担保権を中心に」別冊NBL69号81頁（2002年）、伊藤眞『債務者更生手続の研究』348頁（西神田編集室、1984年）、同「倒産処理手続と担保権—集合債権譲渡担保を中心として」NBL872号60頁以下（2008年）。
- (125) 山本・前掲注（123）65頁は、「更生手続開始の効力によって手続開始後発生する債権に対する譲渡担保の効力を否定する解釈は、平成19年判決によって息の根を止められたと評価できる」と述べられている。
- (126) 民法（債権法）改正検討委員会による『債権法改正の基本方針』（別冊NBL126号、2009年）は、「将来債権が譲渡された場合には、その後、当該将来債権を生じさせる譲渡人の契約上の地位を承継した者に対しても、その譲渡の効力を対抗することができる。」とする改正提案を行っている（【3.1.4.02】）

第2に、以上のような結論を導くにあたってフランス法が採用している法律構成も注目される。近時わが国では将来債権の移転時期の議論が盛んであり、将来債権は譲渡契約時に移転すると考える見解（契約時説）が有力に主張されている⁽¹²⁷⁾。この立場からは、発生前の債権は移転しえないと考える見解（債権発生時説⁽¹²⁸⁾）は有体物的思考から脱却していないとして批判される。しかしこの契約時説に対しても、債権未発生状態で譲受人に債権が帰属するということの法的効果が不明であるという批判が債権発生時説の立場からなされている⁽¹²⁹⁾。ここでフランスに目を転じると、そこでは未発生 of 債権は移転させることができないとの前提のもとに債権譲渡・帰属差押と倒産手続との関係が規律されており、債権の移転時期に関する議論はほとんどみられない。

もっともわが国においても、将来債権譲渡の第三者対抗要件を債権発生

く2>、220頁）。これは、将来債権譲渡の譲渡人が倒産した場合に、管財人のもとで新たに締結された取引から発生する債権に将来債権譲渡の効力が及ぶかどうかという問題を、管財人が第三者に当たるか否かという形で議論することができるようにするため提案されたとのことである。2009年4月29日に早稲田大学大隈講堂で行われたシンポジウムでの沖野眞巳教授の説明によれば、検討委員会としては、このような場合には管財人の第三者性を認める方向（譲受人は管財人に譲渡を対抗できないと解する方向）に傾いているとのことである（『シンポジウム「債権法改正の基本方針」』別冊 NBL127号43頁以下（2009年））。一方でこの枠組みによるならば、将来の賃料債権が譲渡された後に譲渡人が倒産した場合に、管財人は譲渡人の有していた賃貸人たる地位を承継すると解されるので、譲受人は債権譲渡を管財人に対抗しうることになる。つまり、民法（債権法）改正検討委員会の提案は、法律構成こそ異なるものの、フランスでの規律と近い結論を導きうるものといえる。

- (127) 池田真朗「将来債権譲渡担保における債権移転時期と、譲渡担保権者の国税徴収法24条による物的納税責任—東京高判平16・7・21の検討」金法1736号12頁（2005年）、森田宏樹「事業の収益性に着目した資金調達モデルと動産・債権譲渡公示制度」金融法研究21号88頁（2005年）、潮見佳男「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL856号15頁注（11）（2007年）。
- (128) 於保不二雄『財産管理権論序説』327頁（有信堂、1954年）、西村信雄編『注釈民法（11）』370頁（有斐閣、1965年〔植林弘執筆〕）。
- (129) 古積健三郎「集合債権譲渡担保と国税債権との優劣」速報判例解説（法学セミナー増刊）2号94頁（2008年）。

前から具備しうる限り、債権の移転時期は将来債権譲渡と倒産手続の優劣の問題にとって決定的ではないと考える見解が有力になってきている⁽¹³⁰⁾。一方でフランスにおいても、例えば将来債権の二重譲渡のようなケースでは、債権未発生時点における第三者対抗要件具備の先後により優劣を決することになる。そこで次には、債権発生前に譲渡の第三者対抗要件を具備しうることの理論的説明が重要な課題になってくるとと思われる⁽¹³¹⁾。

第3に、そもそものような債権が「将来」債権に該当するかを問い直すという意味において、フランスでの債権の発生時期に関する議論も参考になろう。わが国では、敷金の発生時期などに関しては判例・学説の蓄積があるものの、契約債権の発生時期に関する包括的な議論はされてこなかったように思われる。一般には、債権の発生時期に関して当事者の意思があればそれに従い、それがない場合には契約締結時に債権が発生すると考えられているのであろうが、賃料債権に関しては実務上、賃料債務の発生期間の経過が発生原因事実と考えられている⁽¹³²⁾。これに対して、フランスの伝統的見解は賃貸借契約の締結時に全期間分の賃料債権が発生すると考えており、これによれば賃貸借契約の締結後になされる賃料債権の譲渡は将来債権譲渡ではないことになる。賃貸借契約に限らず、契約締結時と弁済期がずれる契約において、支分的な債権が当該契約から直接発生すると解しうる場合には、これらの支分的債権は将来債権とならない。このように、契約の解釈によって将来債権の範囲を画するというアプローチはわが国ではあまり見られないが、将来債権譲渡の効力の限界を考えるうえで

(130) 安永正昭『講義 物権・担保物権法』415頁（有斐閣，2009年）。なお、シンポジウム「動産・債権譲渡公示制度の整備に向けて」金融法研究21号127頁（2005年〔鎌田薫発言〕）参照。

(131) これに関連して、対抗要件具備により対抗可能となるのが「権利」であるのか「契約」であるのが改めて問題となろう。鎌田薫「不動産物権変動の理論と登記手続の実務—日本的「フランス法主義」の特質—」民事研修360号10頁以下（1987年）参照。

(132) 司法研修所編『民事訴訟における要件事実 第二巻』6頁（法曹会，1992年）。

有益な視点を提供するものであると考える。